

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

08-026

人 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘書官審審長長

①経②査総官 外
大③ア察括房 研
使使大審審審 長

総口対文④厚情研

察人⑤在儀警史オ

④報官 審報際内外ブ

文長 審一二

長 参政保対旅外

④地中東

④①東西

北米長 審一二保地

中南長 参一二

欧 審西口洋
西東

④ア長 審一二アア
一二

経 次総経途

長 参経漁国

経エ国
安ネ二

参海 審準

経協長 審④国開無
参調④有有理

④長 審条協規

国 審政経人

長 参軍社

科 科原

④調長 審④調
企安

総 番 号 R015765

月 25日

平成 5年 1月 25日

外 務 大 臣 殿

韓 国 発

本 省 着

後 藤 大 使

主 管

亜 北

在韓ひ爆者支援拠出金

秘密指定解除

公文書監理室

第247号 秘 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信 SO5453-02）

秘密指定解除

公文書監理室

秘

客年貴電ア北第2093号に関し、

1. 20日、当館と外務部（東北亜一課）との間で、本件拠出金に関する我が国側口上書及び本使発大韓赤十字社総裁宛の「書簡」と、韓国側口上書及び大韓赤十字社総裁発本使宛の「書簡」（ガイドラインを含む）との交換を行った。我が国側口上書及び「書簡」の写し並びに韓国側口上書及び「書簡」の本書を別途空送する。

なお、上記交換に先立ち、先方（呉松（オ・ソン）事務官）より、韓国側口上書案において、先方より提示越されていた案（客年往電第3504号別FAX信）第2パラ2行目“and that it is implemented”の部分を“and is to be implemented”と変更した旨申し越し、「口上書案について部内で最終的な決裁を得る過程で、表現として落着きが良いと考えられるという理由で修文が加えられた。口上書の内容を変えるものではないと考えられるので、御了解願いたい。」と説明越した。当方（相馬）からは、既に先方部内決裁済みであったはずの文言にこの段階で修文を加えるのは不適當なる旨指摘したが、他方当該箇所には大きな問題はないとも考えられたため、電話連絡による本省の御確認を経て、上記修文後の口上書の交換に応ずることとした。

2. なお、韓国政府の被爆者対策に係る全体計画、実施体制、韓国側財政措置、平成3年度分の拠出金の使用状況についての韓国側の回答（客年往電第4139号）に対する日本側の立場については、冒頭貴電1. に沿って数度にわたり相馬より説明してきたところ、これに対し、先方は、現在まで、とりまとめ「日本側の御指摘の点はいずれも保健社会部及び大韓赤十字社に伝えてきている。しかし、保健社会部及び大韓赤十字社としては、被爆者協会からの圧力があるためか、その主張を取り下げる様子はない。他方、健康福祉会館（当館注：従来「健康福祉センター」と称していたもの。）の敷地取得のための予算2億ウォンは、昨年定期国会にて成立し、本年1月1日から執

秘密指定解除

公文書監理室

秘

行出来る状況にあるところ、日本側御指摘の点については今後とも日本側と協議を続けつつ、日本政府の拠出金を有効に活用していきたいと考えている。」旨申し越してきている。

(了)